

## 品川区食品衛生法違反者等の公表取扱要綱

制定	平成15年6月25日	要綱第53号
改正	平成16年2月27日	要綱第16号
改正	平成18年6月19日	要綱第116号
改正	平成21年2月9日	要綱第8号
改正	令和2年6月1日	要綱第126号
改正	令和3年6月1日	要綱第215号
改正	令和3年11月5日	要綱第325号

### (目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第69条の規定に基づき、法または法に基づく処分に違反した者の名称等の公表について、必要な事項を定めることにより、公平かつ統一的な取扱を図ることを目的とする。

### (公表の対象)

第2条 公表の対象は、不利益処分または書面による行政指導（以下「不利益処分等」という）を受けた者であって、別表に定めるものとする。ただし、違反が軽微なもの（当該違反者の故意または重大な過失等によるものではないもの、当該違反による健康への影響が少ないもの、当該違反に対する社会的な関心の程度が低いもの等をいう。）であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは公表を行わないものとする。

### (公表時期)

第3条 公表は、不利益処分等を行った後、法の趣旨にのっとり、時機を逸することなく速やかに行うものとする。

### (公表期間)

第4条 公表期間は原則として7日間とする。ただし、次の場合においては次の期間とする。

- (1) 期間の定めのある不利益処分等にあつては7日間に満たない場合においても7日間を公表期間とし、7日間を超える場合は当該期間と同じ日数とする。
- (2) 違反状態改善の不利益処分等で改善までに7日間を超える場合は、改善されるまでの間を公表期間とする。なお、7日間を経ずに改善された場合においても7日間を公表期間とする。

### (公表内容)

第5条 公表する内容は次の通りとする。

- (1) 施設等に対する不利益処分等については、次に掲げるものについて公表することを原則とする。ただし、次の(2)によるものは除く。

ア 公表年月日

- イ 不利益処分等の対象となった施設の業種
  - ウ 不利益処分等の対象となった施設の名称および営業者氏名（法人にあっては、施設の名称、法人名、代表者氏名、法人所在地および法人番号）
  - エ 不利益処分等の対象となった施設所在地
  - オ 不利益処分等を行うにあたり、適用した条項
  - カ 不利益処分等を行った理由
  - キ 不利益処分等の内容
  - ク 原因食品や病因物質等、事案の概要が分かる事項
- (2) 不利益処分等を行った食品、添加物、器具、容器包装またはおもちゃ（以下「違反食品等」という。）については、次に掲げるものについて公表する。
- ア 公表年月日
  - イ 違反食品等の名称およびその商品が特定できる商品名
  - ウ 違反食品等の製造者、加工者または輸入業者の氏名
  - エ 違反食品等の製造者、加工者または輸入業者の所在地（法人にあっては、その名称、代表者の氏名およびその主たる事務所の所在地）
  - オ ロットや原産国名等、違反食品等を特定するために必要な事項
  - カ 違反内容
  - キ 不利益処分等を行うにあたり、適用した条項
  - ク 不利益処分等の対象となった者の氏名および所在地（法人にあっては、法人名、代表者氏名、法人所在地および法人番号）
  - ケ 不利益処分等の内容および措置状況
- (3) 不利益処分等の対象となった製造者または輸入業者が区外の者である場合であっても、区内の販売者に違反の原因があり、不利益処分等を行ったときは、当該区内販売業者の公表事項を公表する。

（公表方法）

第6条 公表の方法は、区ホームページへの掲載等によるものとする。

（公表に際しての留意点）

第7条 公表に際しては、以下の点に留意して行うものとする。

- (1) 違反食品等の原因施設（製造所所在地または輸入業者の営業所所在地）が区外にある場合には、事前に当該施設を所管する行政機関と十分協議するものとする。
- (2) 情報公開担当部署と協議し、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

付 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 27 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者に対する公表については、なお従前の例による。

## 別表

### 公表の対象となる違反者等について

「公表の対象となる違反者」とは、次の(1)および(2)の者とする。

(1) 次に掲げる規定に違反した営業者で、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 59 条（法第 68 条第 1 項および第 3 項において準用する場合を含む。）、第 60 条（法第 68 条第 1 項および第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）もしくは第 61 条（法第 68 条第 1 項および第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により不利益処分をされ、または書面による行政指導を受けたもの

- ・法第 6 条（不衛生な食品等の販売等の禁止）
- ・法第 7 条第 1 項から第 3 項まで（新開発食品等の販売の禁止）
- ・法第 8 条第 1 項（指定成分等含有食品による健康被害情報の届出）
- ・法第 9 条第 1 項（特定の食品または添加物の販売等の禁止）
- ・法第 10 条（病肉等の販売等の禁止）
- ・法第 11 条第 1 項（輸入食品に係る規制（輸出国側での HACCP に基づく衛生管理））
- ・法第 11 条第 2 項（輸入食品に係る規制（衛生証明書の添付））
- ・法第 12 条（指定外添加物等の販売等の禁止）
- ・法第 13 条第 2 項（基準または規格に合わない食品等の販売等の禁止）
- ・法第 13 条第 3 項（農薬等が基準を超えて残留する食品の販売等の禁止）
- ・法第 16 条（有毒、有害な器具等の販売等の禁止）
- ・法第 17 条第 1 項（特定の器具等の販売等の禁止）
- ・法第 18 条第 2 項（基準または規格に合わない器具等の販売等の禁止）
- ・法第 18 条第 3 項（器具等から基準を超えて溶出する成分の使用禁止）
- ・法第 19 条第 2 項（表示の基準に合わない器具等の販売等の禁止）
- ・法第 20 条（虚偽表示等の禁止）
- ・法第 25 条第 1 項（製品検査合格表示のない食品等の販売等の禁止）
- ・法第 26 条第 4 項（検査命令未対応食品等の販売等の禁止）
- ・法第 48 条第 1 項（食品衛生管理者の設置）
- ・法第 50 条第 2 項（衛生基準の遵守）
- ・法第 51 条第 2 項（公衆衛生上必要な措置の基準の遵守）
- ・法第 52 条第 2 項（公衆衛生上必要な措置（器具容器包装製造施設））
- ・法第 53 条第 1 項（器具容器包装の事業者間での情報伝達）

(2) 次に掲げる規定による基準または条件に違反した営業者であつて、法第 60 条または法第 61 条の規定による不利益処分をされ、または書面による行政指導を受けたもの

- ・法第 54 条（営業施設の業種別基準の遵守）

- ・法第 55 条第 2 項第 1 号または第 3 号（営業許可申請者の欠格条項）
- ・法第 55 条第 3 項（許可の条件）